

令和7年度津久見市工事等競争入札参加資格審査申請要領

要注意点：津久見市以外の事業者の申請書類提出方法は「**郵送のみ**」とします。

1 審査基準日

令和7年度津久見市工事等競争入札参加資格審査申請における審査基準日は、令和7年1月1日とする。

2 資格審査を申請できる者及び業種

次の(1)・(2)の要件をすべて満たす者及び業種であること。

- (1) 建設業法の規定により令和7年1月1日現在において、国土交通大臣又は各都道府県知事の許可を受けている者及びその業種で、令和7年度大分県工事競争入札参加資格審査申請済みの者
- (2) 申請日現在において、原則、審査基準日を令和5年10月1日から令和6年9月30日の間とする経営事項審査結果通知を国土交通大臣又は各都道府県知事から受けている者及びその業種（現に申請中の者を含む。）

3 資格審査の申請期間

- (1) 県内建設業者については、令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）（郵送の場合、最終日消印有効）まで
- (2) 県外建設業者・建設コンサルタント等については、令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）（最終日消印有効）まで

4 受付日時及び受付場所

- (1) 受付日時 3の期間中で、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 受付場所 〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号 津久見市役所 契約検査室

5 提出書類・提出方法・提出部数等

(1) 提出書類 1. 競争入札参加資格審査申請書【市町村提出用】

※ 津久見市ホームページ内よりダウンロード可

※ 申請書様式について、**建設工事業業者用・建設コンサルタント用**の2種類があるので、それぞれ申請業種に応じた様式を使用すること。

2. 市税について滞納のない証明書※（完納証明書）

※ただし、津久見市に納税義務のある事業所のみ

なお、法人にあつては、その代表者（委任された者を含む。）が本市に納税義務があるときは、当該代表者（委任された者を含む。）個人の市税について滞納のない証明書を含む。

上記証明書は、**県内建設業者**にあつては令和7年1月7日（火）から令和7年2月28日（金）の間、**県外建設業者・建設コンサルタント等**にあつては令和7年1月7日（火）から令和7年2月28日（金）の間に発行されたものに限る。

- (2) 提出方法 **郵送申請のみ**。受付票返送用に「110円切手貼付済の定形封筒」を必ず同封すること。

（ただし、津久見市内の事業所にあつては持参による受付を行います。）

- (3) 提出部数 正本1部（**押印必須、印影不可**）

- (4) 用紙サイズ A4版

- 6 資格有効期間 県内建設業者 1年間（令和8年3月31日まで。）
県外建設業者 1年間（令和8年3月31日まで。）
建設コンサルタント等 2年間（令和9年3月31日まで。）
※県内・県外建設業者については中間年となりますので、令和6年2月に定期受付をした方は申請の必要はありません。

7 その他の注意事項

- (1) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。
ア 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類の重要な事項についての虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
イ 審査のための実態調査に応じないとき。
ウ 審査の過程又は審査の結果で、競争入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (2) 競争入札参加資格の資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
ア 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。
イ 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
ウ その他競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
- (3) 入札参加資格の決定に関しての問い合わせには一切応じない。
- (4) なお、事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、大分県競争入札参加資格審査申請要領（県内業者用）7の（5）を準用する。
- (5) 申請書記載要領は、大分県競争入札参加資格審査申請書記載要領に準ずる。
- (6) 漏水調査業務の競争入札参加申請については、競争入札参加資格審査申請書（建設コンサルタント用）と入札参加資格審査申請書（漏水調査）を併せて提出してください。